

◎ 人事院規則一―七七（デジタル庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則） 新  
旧対照表

○ 人事院規則一―〇（規則の法的根拠） 新旧対照表（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>規則は、次に掲げる法律（これらの法律を改正する法律を含む。）に従って制定されるものである。</p> <p>一〇二十三 （略）</p> <p>二十四 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）</p>	<p>規則は、次に掲げる法律（これらの法律を改正する法律を含む。）に従って制定されるものである。</p> <p>一〇二十三 （略）</p> <p>二十四 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）</p>

○ 人事院規則一―二（用語の定義） 新旧対照表（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>規則中次に掲げる用語は、別段の定めのある場合を除き、それぞれ次の意味に用いる。</p> <p>一〓十九 （略）</p> <p>二十 「<u>令和七年国際博覧会特措法</u>」とは、「<u>令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）</u>」をいう。</p> <p>二十一〓三十二 （略）</p>	<p>規則中次に掲げる用語は、別段の定めのある場合を除き、それぞれ次の意味に用いる。</p> <p>一〓十九 （略）</p> <p>二十 「<u>平成三十七年国際博覧会特措法</u>」とは、「<u>平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）</u>」をいう。</p> <p>二十一〓三十二 （略）</p>

○ 人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）

新旧対照表（第三条第一号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において「人事管理文書」とは、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第四項に規定する行政文書又は同条第五項に規定する法人文書（行政執行法人に係るものに限る。）のうち、法、給与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法、勤務時間法、任期付職員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において「人事管理文書」とは、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第四項に規定する行政文書又は同条第五項に規定する法人文書（行政執行法人に係るものに限る。）のうち、法、給与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法、勤務時間法、任期付職員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復</p>

興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法若しくは令和七年国際博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）又はこれらの法律に基づく規則に定める事項の実施に関するものをいう。

別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係）

一～十九 （略）

二十 その他

令和七年	人事管理文書の区分	基準日	保存期間
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法若しくは平成三十七年国際博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）又はこれらの法律に基づく規則に定める事項の実施に関するものをいう。

別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係）

一～十九 （略）

二十 その他

平成三十	人事管理文書の区分	基準日	保存期間
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

国際博覧 会特措法	(略)	規則一 七二(職 員の令和 七年国際 博覧会特 措法第十 四条第一 項の規定 により指
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

七年国際 博覧会特 措法	(略)	規則一 七二(職 員の平成 三十七年 国際博覧 会特措法 第十四条 第一項の 規定によ
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

一〇三 (略)	備考	(略)	定された 博覧会協 会への派 遣)
		(略)	
		(略)	
		(略)	

一〇三 (略)	備考	(略)	り指定さ れた博覧 会協会へ の派遣)
		(略)	
		(略)	
		(略)	

○ 人事院規則一―三八（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信技術の活用） 新旧対照表  
 （第三条第二号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 法、給与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法若しく</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 法、給与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法若しく</p>

---

は令和七年国際博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）又はこれらの法律に基づく規則若しくは国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）に基づく人事院の所管の手續等（次項、次条第一項第三号及び第三条において「人事院所管手續等」という。）を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令に特別の定めのある場合を除くほか

---

は平成三十七年国際博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）又はこれらの法律に基づく規則若しくは国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）に基づく人事院の所管の手續等（次項、次条第一項第三号及び第三条において「人事院所管手續等」という。）を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令に特別の定めのある場合を除く

---

2  
(略)

、この規則の定めるところによる。

2  
(略)

ほか、この規則の定めるところによる。

○ 人事院規則一―六四（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣） 新旧対照表（第三条第三号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 <u>令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣されている職員</u></p> <p>十・十一 （略）</p>	<p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 <u>平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣されている職員</u></p> <p>十・十一 （略）</p>

○ 人事院規則一―六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣） 新旧対照表（第三条第四号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 福島復興再生特別措置法第四十八条の三 第一項の規定による派遣の場合における同法第四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 <u>令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣されている職員</u></p> <p>十一・十二（略）</p>	<p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 福島復興再生特別措置法第四十八条の三 第一項の規定による派遣の場合における同法第四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 <u>平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣されている職員</u></p> <p>十一・十二（略）</p>

○ 人事院規則一―七二（職員の平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣） 新旧対照表（第三条第五号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>職員の令和七年国際博覧会特措法第十四条 第一項の規定により指定された博覧会協会 への派遣</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、令和七年国際博覧会特措法に規定する職員の博覧会協会（令和七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会をいう。以下同じ。）への派遣 に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>職員の平成三十七年国際博覧会特措法第十 四条第一項の規定により指定された博覧会 協会への派遣</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、平成三十七年国際博覧会特措法に規定する職員の博覧会協会（平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会をいう。以下同じ。）への派遣 に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(定義)

第二条 この規則において、「特定業務」、「任命権者」又は「派遣職員」とは、それぞれ令和七年国際博覧会特措法第二十四条第一項又は第二十五条第七項に規定する特定業務、任命権者又は派遣職員をいう。

(派遣除外職員)

第三条 令和七年国際博覧会特措法第二十四条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一〇十一 (略)

(任命権者)

第四条 令和七年国際博覧会特措法第二十四条第

(定義)

第二条 この規則において、「特定業務」、「任命権者」又は「派遣職員」とは、それぞれ平成三十七年国際博覧会特措法第二十四条第一項又は第二十五条第七項に規定する特定業務、任命権者又は派遣職員をいう。

(派遣除外職員)

第三条 平成三十七年国際博覧会特措法第二十四条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一〇十一 (略)

(任命権者)

第四条 平成三十七年国際博覧会特措法第二十四

一項の任命権者には、併任に係る官職の任命権者は含まれないものとする。

(派遣の要請)

第五条 博覧会協会は、令和七年国際博覧会特措法第二十四条第一項の規定に基づき職員の派遣を要請しようとするときは、当該派遣を必要とする事由及び次に掲げる当該派遣に関して希望する条件を記載した書類を任命権者に提出するものとする。

一〇五 (略)

(派遣に係る取決め)

第六条 令和七年国際博覧会特措法第二十五条第三項の人事院規則で定める事項は、次に掲げる

条第一項の任命権者には、併任に係る官職の任命権者は含まれないものとする。

(派遣の要請)

第五条 博覧会協会は、平成三十七年国際博覧会特措法第二十四条第一項の規定に基づき職員の派遣を要請しようとするときは、当該派遣を必要とする事由及び次に掲げる当該派遣に関して希望する条件を記載した書類を任命権者に提出するものとする。

一〇五 (略)

(派遣に係る取決め)

第六条 平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第三項の人事院規則で定める事項は、次に掲

事項とする。

一 令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣される職員（以下この条において「派遣予定職員」という。）の博覧会協会における職務に係る倫理その他の服務に関する事項

二 五 （略）

（派遣職員の職務への復帰）

第八条 令和七年国際博覧会特措法第二十六条第二項の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 五 （略）

（派遣に係る人事異動通知書の交付）

げる事項とする。

一 平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣される職員（以下この条において「派遣予定職員」という。）の博覧会協会における職務に係る倫理その他の服務に関する事項

二 五 （略）

（派遣職員の職務への復帰）

第八条 平成三十七年国際博覧会特措法第二十六条第二項の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 五 （略）

（派遣に係る人事異動通知書の交付）

第九条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、規則八一―一二第五十八条の規定による人事異動通知書を交付しなければならない。

一 令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により職員を派遣した場合

二 四 (略)

(報告)

第十三条 (略)

2 任命権者は、人事院の定めるところにより、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度内において令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣されている期間のある職員の派遣の期間並びに博覧会協会にお

第九条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、規則八一―一二第五十八条の規定による人事異動通知書を交付しなければならない。

一 平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により職員を派遣した場合

二 四 (略)

(報告)

第十三条 (略)

2 任命権者は、人事院の定めるところにより、毎年五月末日までに、前年の四月一日に始まる年度内において平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣されている期間のある職員の派遣の期間並びに博覧会協会

ける地位、業務内容及び特定業務に係る報酬等の月額等の状況並びに同項の規定による派遣から当該年度内に職務に復帰した職員の当該復帰後の処遇等に関する状況について、人事院に報告しなければならない。

における地位、業務内容及び特定業務に係る報酬等の月額等の状況並びに同項の規定による派遣から当該年度内に職務に復帰した職員の当該復帰後の処遇等に関する状況について、人事院に報告しなければならない。

○ 人事院規則一―七四（職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣） 新

旧対照表（第三条第六号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 福島復興再生特別措置法第八十九条の三 第一項の規定による派遣の場合における同法第四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 <u>令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣されている職員</u></p> <p>十一・十二（略）</p>	<p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 福島復興再生特別措置法第八十九条の三 第一項の規定による派遣の場合における同法第四十八条の二第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 <u>平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣されている職員</u></p> <p>十一・十二（略）</p>

○ 人事院規則九―一三（休職者の給与） 新旧対照表（第三条第七号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第一条 給与法第二十三条第五項の規定に該当する場合（規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第三号の規定に該当して休職にされた場合を除く。）の俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの支給割合は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 規則一一―四第三条第一項第五号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係</p>	<p>第一条 給与法第二十三条第五項の規定に該当する場合（規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第三号の規定に該当して休職にされた場合を除く。）の俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの支給割合は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 規則一一―四第三条第一項第五号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係</p>

---

る生死不明又は所在不明の原因である災害により、職員が公務上の災害若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による災害（派遣法第三条に規定する派遣職員の派遣先の業務上の災害又は補償法第一条の二に規定する通勤による災害を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の九若しくは第八十九条の九、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条若しくは令和七年国際博覧会特措法第三十一条の規定（

---

る生死不明又は所在不明の原因である災害により、職員が公務上の災害若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による災害（派遣法第三条に規定する派遣職員の派遣先の業務上の災害又は補償法第一条の二に規定する通勤による災害を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の九若しくは第八十九条の九、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条若しくは平成三十七年国際博覧会特措法第三十一条の規

---

以下この号において「特定規定」という。）  
により給与法第二十三条第一項及び附則第六  
項の規定の適用に関し公務とみなされる業務  
に係る業務上の災害若しくは特定規定に規定  
する通勤による災害を受けたと認められると  
き 百分の百以内

定（以下この号において「特定規定」という  
。）により給与法第二十三条第一項及び附則  
第六項の規定の適用に関し公務とみなされる  
業務に係る業務上の災害若しくは特定規定に  
規定する通勤による災害を受けたと認められ  
るとき 百分の百以内

○ 人事院規則九―二四（通勤手当） 新旧対照表（第三条第八号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第十六条 給与法第十二条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 次に掲げる事由が生じた職員のうち、給与法第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び</p>	<p>第十六条 給与法第十二条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 次に掲げる事由が生じた職員のうち、給与法第十二条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び</p>

---

人事院がこれに準ずると認める住居を含む。

）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合に

---

人事院がこれに準ずると認める住居を含む。

）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合に

---

---

おける通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事院が認めるものに限る。）

イ (略)

ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、

官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣（以下「交流派遣」という。）、法

科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第三項若しくは第八十九条の三第一項の規定による派遣、令和三年オリンピック・パラ

---

おける通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事院が認めるものに限る。）

イ (略)

ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、

官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣（以下「交流派遣」という。）、法

科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第三項若しくは第八十九条の三第一項の規定による派遣、令和三年オリンピック・パラ

---

リンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣又は令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ハ・ニ (略)

二・三 (略)

(返納の事由及び額等)

第十九条の二 給与法第十二条第七項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事

---

リンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣又は平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ハ・ニ (略)

二・三 (略)

(返納の事由及び額等)

第十九条の二 給与法第十二条第七項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事

由とする。

一・二 (略)

三 月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ、法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定す

由とする。

一・二 (略)

三 月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ、法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定す

る配偶者同行休業をし、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、又は法第八十二条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十九条の四第二項において「派遣等となつた場合」という。）

四 (略)

25 (略)

(支給単位期間)

第十九条の三 (略)

る配偶者同行休業をし、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、又は法第八十二条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十九条の四第二項において「派遣等となつた場合」という。）

四 (略)

25 (略)

(支給単位期間)

第十九条の三 (略)

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等、新幹線  
鉄道等又は橋等について、次の各号のいずれか  
に掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に  
該当する事由に限る。）が前項第一号に定める  
期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが  
当該期間に係る最初の月の初日において明らか  
である場合には、当該事由が生ずることとなる  
日の属する月（その日が月の初日である場合に  
あつては、その日の属する月の前月）までの期  
間について、同項の規定にかかわらず、同項の  
規定に準じて支給単位期間を定めることができ  
る。

一 (略)

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等、新幹線  
鉄道等又は橋等について、次の各号のいずれか  
に掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に  
該当する事由に限る。）が前項第一号に定める  
期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが  
当該期間に係る最初の月の初日において明らか  
である場合には、当該事由が生ずることとなる  
日の属する月（その日が月の初日である場合に  
あつては、その日の属する月の前月）までの期  
間について、同項の規定にかかわらず、同項の  
規定に準じて支給単位期間を定めることができ  
る。

一 (略)

---

二 法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、令和七年国際博覧会特措法第二十五

---

二 法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、平成三十七年国際博覧会特措法第二

---

条第一項の規定により派遣され、規則一一―  
四第三条第一項第一号から第四号までの規定  
により休職にされ、研修等のために旅行をし  
、又は休暇により通勤しないこととなること。

三〇五 (略)

十五条第一項の規定により派遣され、規則一  
一―四第三条第一項第一号から第四号までの  
規定により休職にされ、研修等のために旅行  
をし、又は休暇により通勤しないこととなる  
こと。

三〇五 (略)

○ 人事院規則九―三四（初任給調整手当） 新旧対照表（第三条第九号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（支給期間及び支給額）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 初任給調整手当を支給されている職員が次の各号に掲げる場合に該当するときにおける当該職員に対する別表の適用については、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣された場合 その派遣の</p>	<p>（支給期間及び支給額）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 初任給調整手当を支給されている職員が次の各号に掲げる場合に該当するときにおける当該職員に対する別表の適用については、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣された場合 その派</p>

3  
・  
4 期間  
(略)

3  
・  
4 遣の期間  
(略)

○ 人事院規則九―五四（住居手当） 新旧対照表（第三条第十号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第四条 給与法第十一条の十第一項第二号の人事院規則で定める職員は、規則九―八九（単身赴任手当）第五条第二項に該当する職員（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）で、規則九―八九第五条第二項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は官署の移転（検察官であつ</p>	<p>（権衡職員の範囲）</p> <p>第四条 給与法第十一条の十第一項第二号の人事院規則で定める職員は、規則九―八九（単身赴任手当）第五条第二項に該当する職員（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）で、規則九―八九第五条第二項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は官署の移転（検察官であつ</p>

---

た者又は給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定による派遣、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣若しくは令和七年国際

---

た者又は給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用、派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定による派遣、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣若しくは平成三十七年

---

博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員、官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされた職員又は規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、交流採用又は復職）の直前の住居であつた住宅（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第十条の規定による有料宿舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事院の定める住宅を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っているものとする。

国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員、官民人事交流法第二条第四項に規定する交流採用をされた職員又は規則一一―四（職員の身分保障）第三条第一項第一号から第四号までの規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、交流採用又は復職）の直前の住居であつた住宅（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第十三条の規定による有料宿舎並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事院の定める住宅を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っているものとする。

○ 人事院規則九―八九（単身赴任手当） 新旧対照表（第三条第十一号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（権衡職員の範囲等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 給与法第十二条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、</p>	<p>（権衡職員の範囲等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 給与法第十二条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、</p>

---

当該事由発生直前の住居から当該事由発生直後に在勤する官署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

イ (略)

ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定による派遣、令和三年オリンピック

---

当該事由発生直前の住居から当該事由発生直後に在勤する官署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

イ (略)

ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定による派遣、令和三年オリンピック

---

ツク・パラリンピック特措法第十七条第一  
項の規定による派遣、平成三十一年ラグビ  
ーワールドカップ特措法第四条第一項の規  
定による派遣又は令和七年国際博覧会特措  
法第二十五条第一項の規定による派遣から  
職務に復帰したこと。

ハ・ニ (略)

二〇八 (略)

ツク・パラリンピック特措法第十七条第一  
項の規定による派遣、平成三十一年ラグビ  
ーワールドカップ特措法第四条第一項の規  
定による派遣又は平成三十七年国際博覧会  
特措法第二十五条第一項の規定による派遣  
から職務に復帰したこと。

ハ・ニ (略)

二〇八 (略)

○ 人事院規則九―一二二（広域異動手当） 新旧対照表（第三条第十二号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（給与法第十一条の八第三項の規定による広域異動手当）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 給与法第十一条の八第三項の異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 <u>令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一</u>項の規定による派遣から職務に復帰すること。</p>	<p>（給与法第十一条の八第三項の規定による広域異動手当）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 給与法第十一条の八第三項の異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 <u>平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条</u>第一項の規定による派遣から職務に復帰すること。</p>

3  
5  
(略)

十・十一  
(略)

3  
5  
(略)

十・十一  
(略)

○ 人事院規則一〇—一二一（職員の留学費用の償還）

新旧対照表（第三条第十三号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（職員としての在職期間に含まれる休職の期間）</p> <p>）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる職員（次条第一号において「派遣職員等」という。）に関する前項第一号の規定の適用については、当該各号に定める当該職員の業務（同条第一号において「派遣職員等業務」という。）を公務とみなす。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 <u>令和七年国際博覧会特措法第二十五条第七</u></p>	<p>（職員としての在職期間に含まれる休職の期間）</p> <p>）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる職員（次条第一号において「派遣職員等」という。）に関する前項第一号の規定の適用については、当該各号に定める当該職員の業務（同条第一号において「派遣職員等業務」という。）を公務とみなす。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 <u>平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条</u></p>

項に規定する派遣職員 令和七年国際博覧会  
特措法第三十一条に規定する博覧会協会にお  
ける特定業務

第七項に規定する派遣職員 平成三十七年国  
際博覧会特措法第三十一条に規定する博覧会  
協会における特定業務

○ 人事院規則一八—〇（職員の国際機関等への派遣）

新旧対照表（第三条第十四号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（派遣除外職員）</p> <p>第一条 派遣法第二条第一項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 十 （略）</p> <p>十一 <u>令和七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員</u></p> <p>十二 （略）</p>	<p>（派遣除外職員）</p> <p>第一条 派遣法第二条第一項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 十 （略）</p> <p>十一 <u>平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員</u></p> <p>十二 （略）</p>

○ 人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣） 新旧対照表（第三条第十五号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 法科大学院派遣法第二条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 <u>令和七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員</u></p> <p>十・十一 （略）</p>	<p>（派遣除外職員）</p> <p>第三条 法科大学院派遣法第二条第二項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 <u>平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員</u></p> <p>十・十一 （略）</p>

○ 人事院規則一―四五（人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例） 新旧  
 対照表（第四条関係）

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 法、給与法、補償法、派遣法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法又は令和七年国際</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 法、給与法、補償法、派遣法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法又は平成三十七年</p>

（傍線部分は改正部分）

博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）に基づく規則に定める人事院の所管の手続（以下「人事関係手続」という。）を簡素かつ効率的に行うことができるものとしてデジタル庁が整備及び管理を行う総合的情報システム（以下「人事・給与関係業務情報システム」という。）を使用する場合の人事関係手続の特例については、この規則の定めるところによる。

国際博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）に基づく規則に定める人事院の所管の手続（以下「人事関係手続」という。）を簡素かつ効率的に行うことができるものとして人事院が設計及び開発を行った総合的情報システム（以下「人事・給与関係業務情報システム」という。）を使用する場合の人事関係手続の特例については、この規則の定めるところによる。

○ 人事院規則一―五七（復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則）  
 新旧対照表（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
<p>（復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例）</p> <p>第一条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる規則の規定の適用については、同欄に掲げる規則の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>		<p>（復興庁が廃止されるまでの間における人事院規則の適用の特例）</p> <p>第一条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる規則の規定の適用については、同欄に掲げる規則の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>	
規則八	第九条	規則八	第九条
― 一二	第四項	― 一二	第四項
	ル   庁		る   機   関
	興   庁		復   興   庁
	デ   ジ   タ   ル   庁 、 復		規   定 す   る 機   関 、



営利企 により 式所有 一（株 四―二 規則一	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

営利企 により 式所有 一（株 四―二 規則一	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
									第一項

業との	民間企	(国と	一〇	規則二	業の経	営に参	加し得	る地位	にある	職員の	報告等	)
第二		第一	第二	第二								
十四			ル	デジ								
第十四			興	デジタル								
条第一			庁	ル、復								

業との	民間企	(国と	一〇	規則二	業の経	営に参	加し得	る地位	にある	職員の	報告等	)
第二		第一	第二	第二								
十七				内閣								
十七				内閣								
条第一				府、復								
項				興								

間の人	第二項	条第一	、復興庁設置法 (平成二十三年 法律第二百二十五 号)第十三条第 一項、第十五条 第一項及び第十 七条第一項
事交流	第二号	項	

2

復興庁が廃止されるまでの間における規則九

―七(俸給等の支給)別表の規定の適用につい  
ては、同表中「及びデジタル庁」とあるのは「

デジタル庁及び復興庁」と、

デジタル庁

デジタル庁

間の人	第二項	条第一	、復興庁設置法 (平成二十三年 法律第二百二十五 号)第十三条第 一項、第十五条 第一項及び第十 七条第一項
事交流	第二号	項	

2

復興庁が廃止されるまでの間における規則九

―七(俸給等の支給)別表の規定の適用につい  
ては、同表中「内閣府を」とあるのは「内閣府

及び復興庁を」と、

消費者庁

とあ

消費者庁

とあるのは

復興庁

とする。

3 復興庁が廃止されるまでの間における規則九  
―一七（俸給の特別調整額）別表第一の規定の  
適用については、同表中

「十二 デジタル庁

組 織	官 職	区 分
デ ジ タ ル 庁 設 置 法	参 事 官	一 種
（令和三年法律第三十六号） 第十三	企画官（人事院の定めるものに限る。）	二 種

るのは

復興庁

とする。

3 復興庁が廃止されるまでの間における規則九  
―一七（俸給の特別調整額）別表第一の規定の  
適用については、同表中

「十一 消費者庁

組 織	官 職	区 分
内 部 部 局	参 事 官	一 種
課長	室長（人事院の定めるものに限る。）	二 種
企画官（人事院		



織

とあるのは、

「十二 デジタル庁

組 織	デ ジ タ ル 審 議 官	参 事 官	企 画 官 (人 事 院 の 定 め る も の に 限 る。)	三 十 六 号	三 十 三 号 第 一 項	に 規 定 す る 職 又 は
官 職	一 種	二 種				
区 分						

「

とあるのは、

「十一 消費者庁

組 織	内 部 部 局 審 議 官	課 長	室 長 (人 事 院 の 定 め る も の に 限 る。)		企 画 官 (人 事 院 の 定 め る も の に 限 る。)	
官 職	一 種	二 種				
区 分						

「

(略)

十二の二  
復興庁

当該職の	つかさど	る職務の	全部若し	くは一部	を助ける	職に就い	ている職	員で構成	される組	織

(略)

十一の二  
復興庁


とする。

4 復興庁が廃止されるまでの間における規則一

六―〇（職員の災害補償）別表第二の規定の適用については、同表中「第六号」とあるのは「

第六号及び第六号の二」と、「六 デジタル庁

「六 デジタル庁

」とあるのは

六の二 復興庁

とする。

とする。

4 復興庁が廃止されるまでの間における規則一

六―〇（職員の災害補償）別表第二の規定の適用については、同表中「置かれる機関」とある

のは「置かれる機関（第五号の二に掲げる機関

を除く。）」と、「五 金融庁」とあるのは「

五 金融庁

とする。

五の二 復興庁

○ 人事院規則二一三（人事院事務総局等の組織）

新旧対照表（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（事務総局に置く課、室及び局の設置）</p> <p>第四条 事務総局に、次の五課、二室及び四局を置く。</p> <p>総務課</p> <p>企画法制課</p> <p>人事課</p> <p>会計課</p> <p>国際課</p> <p>公文書監理室</p> <p>情報管理室</p>	<p>（事務総局に置く課、室、局等の設置）</p> <p>第四条 事務総局に、次の五課、二室及び四局並びに参事官一人を置く。</p> <p>総務課</p> <p>企画法制課</p> <p>人事課</p> <p>会計課</p> <p>国際課</p> <p>公文書監理室</p> <p>情報管理室</p>

職員福祉局

人材局

給与局

公平審査局

(情報管理室の所掌事務)

第十二条の四 情報管理室は、次に掲げる事務を

つかさどる。

一・二 (略)

三 国の行政機関が行う人事行政に関する情報

システムに係る連絡調整に関すること。

四 前三号に掲げる事務及びこれらと併せて行

われる事務の運営の改善及び効率化に関する

こと。

職員福祉局

人材局

給与局

公平審査局

(情報管理室の所掌事務)

第十二条の四 情報管理室は、次に掲げる事務を

つかさどる。

一・二 (略)

(新設)

三 前二号に掲げる事務及びこれらと併せて行

われる事務の運営の改善及び効率化に関する

こと。

(削る)

(人材局の所掌事務)

第十四条 人材局は、次に掲げる事務（第三号及び第十一号に掲げる事務にあつては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第二号、第四号から第十号まで及び第十二号に掲げる事務にあつては給与局の所掌に属するものを除く。

）をつかさどる。

(参事官の職務)

第十二条の五 事務総局に置く参事官は、行政機関が共用する人事行政に関する情報システム（第五十三条において「人事行政情報システム」という。）の整備及び管理に関する事務その他特に命ぜられた事務をつかさどる。

(人材局の所掌事務)

第十四条 人材局は、次に掲げる事務（第三号及び第十一号に掲げる事務にあつては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第二号、第四号から第十号まで及び第十二号に掲げる事務にあつては給与局の所掌に属するものを除く。

）をつかさどる。

一〇八 (略)

九 令和七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣制度に関すること。

一〇十六 (略)

(企画課の所掌事務等)

第二十九条 企画課は、次に掲げる事務（第八号及び第十六号に掲げる事務にあつては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第七号、第九号から第十五号まで及び第十七号に掲げる事務にあつては給与局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一〇十三 (略)

一〇八 (略)

九 平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣制度に関すること。

一〇十六 (略)

(企画課の所掌事務等)

第二十九条 企画課は、次に掲げる事務（第八号及び第十六号に掲げる事務にあつては職員福祉局及び給与局の所掌に属するものを、第七号、第九号から第十五号まで及び第十七号に掲げる事務にあつては給与局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一〇十三 (略)

十四 令和七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣に関する制度の企画及び立案並びに法令の実施に関すること。

十五～十九 (略)

2～4 (略)

(調査職)

第四十六条 (略)

2 事務総局に置く調査職は、命を受けて、事務局に置く五課及び二室の所掌事務のうち専門的事項の調査並びに企画及び立案に関する事務を行う。

3 (略)

十四 平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣に関する制度の企画及び立案並びに法令の実施に関すること。

十五～十九 (略)

2～4 (略)

(調査職)

第四十六条 (略)

2 事務総局に置く調査職は、命を受けて、事務局に置く五課、二室及び参事官の所掌事務のうち専門的事項の調査並びに企画及び立案に関する事務を行う。

3 (略)

第五十三条 削除

(上席システム管理専門官、上席情報システム専門官及び上席システム運用専門官)

第五十三条 事務総局に置く参事官の下に、上席システム管理専門官一人、上席情報システム専門官一人及び上席システム運用専門官一人を置く。

2 上席システム管理専門官は、人事行政情報システムの整備及び管理に係る企画及び立案並びに調整に関する事務並びに特に命ぜられた事項に関する事務を整理する。

3 上席情報システム専門官は、人事行政情報システムの整備に関する事務を整理する。

4 上席システム運用専門官は、人事行政情報シ

システムの管理に関する事務を整理する。

○ 人事院規則二一一四（人事院の職員の定員） 新旧対照表（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>人事院の職員（常勤を要しない職員を除く。以下同じ。）の定員は、<u>六百十六人</u>（うち十二人は、国家公務員倫理審査会事務局の職員の定員とする。）とする。</p>	<p>人事院の職員（常勤を要しない職員を除く。以下同じ。）の定員は、<u>六百二十八人</u>（うち十二人は、国家公務員倫理審査会事務局の職員の定員とする。）とする。</p>

○ 人事院規則八―一二（職員の任免） 新旧対照表（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（名簿からの採用の方法の特例）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 任命権者は、規則八―一八（採用試験）第三条第二項第一号に掲げる採用試験のうち、同規則第四条第一項の規定により区分された行政の採用試験であつて、同規則第五条第一項の規定により区分されたもの（以下この項において「一般職大卒程度行政地域試験」という。）の対象となる本省庁（会計検査院、人事院、内閣官</p>	<p>（名簿からの採用の方法の特例）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 任命権者は、規則八―一八（採用試験）第三条第二項第一号に掲げる採用試験のうち、同規則第四条第一項の規定により区分された行政の採用試験であつて、同規則第五条第一項の規定により区分されたもの（以下この項において「一般職大卒程度行政地域試験」という。）の対象となる本省庁（会計検査院、人事院、内閣官</p>

房、内閣法制局、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条に規定する国の行政機関に置かれる組織のうち、内部部局又はこれに準ずる組織として人事院が定めるものをいう。以下この項において同じ。）に属する官職について、当該官職を対象とする名簿に記載されている者のみでは本省庁に属する官職に求められる適性等を有する者を十分に得ることができないと見込まれるときは、前条第一項及び前二項の規定にかかわらず、当該名簿以外の一般職大卒程度行政

房、内閣法制局並びに内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条に規定する国の行政機関に置かれる組織のうち、内部部局又はこれに準ずる組織として人事院が定めるものをいう。以下この項において同じ。）に属する官職について、当該官職を対象とする名簿に記載されている者のみでは本省庁に属する官職に求められる適性等を有する者を十分に得ることができないと見込まれるときは、前条第一項及び前二項の規定にかかわらず、当該名簿以外の一般職大卒程度行政地域

---

地域試験の結果に基づいて作成された名簿に記載されている者で本省庁に属する官職に求められる適性等を有すると認めるものの中から面接を行い、その結果を考慮して採用することができる。

5・6 (略)

(特定官職への昇任、降任、転任又は配置換の特例)

第三十条 職員を特定官職（特定幹部職に該当する官職を除く。）に昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換する場合（昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換しようとする（以下この項において「昇任等させようとする」とい

---

試験の結果に基づいて作成された名簿に記載されている者で本省庁に属する官職に求められる適性等を有すると認めるものの中から面接を行い、その結果を考慮して採用することができる。

5・6 (略)

(特定官職への昇任、降任、転任又は配置換の特例)

第三十条 職員を特定官職（特定幹部職に該当する官職を除く。）に昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換する場合（昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換しようとする（以下この項において「昇任等させようとする」とい

---

う。)者について昇任等させようとする官職の属する第七条第二項に規定する段階(以下この項において「職務の段階」という。)と同一の職務の段階又は当該職務の段階より上位の職務の段階に属する官職を占めていたことがある場合を除く。)には、第二十五条から前条まで並びに規則一一―四(職員の身分保障)第七条、第八条及び第十条の規定によるほか、次に掲げる要件(昇任等させようとする官職が特定幹部職以外の幹部職又は法第三十四条第一項第七号に規定する管理職である場合にあつては、第二号及び第三号に掲げる要件)を満たさなければならぬ。

---

う。)者について昇任等させようとする官職の属する第七条第二項に規定する段階(以下この項において「職務の段階」という。)と同一の職務の段階又は当該職務の段階より上位の職務の段階に属する官職を占めていたことがある場合を除く。)には、第二十五条から前条まで並びに規則一一―四(職員の身分保障)第七条、第八条及び第十条の規定によるほか、次に掲げる要件(昇任等させようとする官職が特定幹部職以外の幹部職又は法第三十四条第一項第七号に規定する管理職である場合にあつては、第二号及び第三号に掲げる要件)を満たさなければならぬ。

---

---

一 昇任等させようとする官職が職務の段階のうち最下位の職務の段階に属する官職の場合（当該職務の段階に属する官職に就いていたことがない場合にあつては、当該職務の段階より上位の職務の段階に属する官職へ最初に昇任等させようとする場合）にあつては、昇任等させようとする者がその在職している府省等（会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、各府省及びデジタル庁並びに宮内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する各機関並びに各行政執行法人をいう。以下この号において同じ。）以外の府省等、地方公共団体、在外公館等での勤務の経験又は人

---

一 昇任等させようとする官職が職務の段階のうち最下位の職務の段階に属する官職の場合（当該職務の段階に属する官職に就いていたことがない場合にあつては、当該職務の段階より上位の職務の段階に属する官職へ最初に昇任等させようとする場合）にあつては、昇任等させようとする者がその在職している府省等（会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局及び各府省並びに宮内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する各機関並びに各行政執行法人をいう。以下この号において同じ。）以外の府省等、地方公共団体、在外公館等での勤務の経験又は人事院が定める

---

事院が定める研修の受講の経験を有しており、管理的又は監督的地位にある者にふさわしい幅広い能力及び柔軟な発想力を有していると認められること。

二・三 (略)

2 (略)

(併任の解除及び終了)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、併任は、当然終了するものとする。

一〇十二 (略)

十三 職員が令和七年国際博覧会特措法第二十

研修の受講の経験を有しており、管理的又は監督的地位にある者にふさわしい幅広い能力及び柔軟な発想力を有していると認められること。

二・三 (略)

2 (略)

(併任の解除及び終了)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、併任は、当然終了するものとする。

一〇十二 (略)

十三 職員が平成三十七年国際博覧会特措法第

五条第一項の規定により派遣された場合

十四 (略)

二十五条第一項の規定により派遣された場合

十四 (略)

改正後	改正前
<p>（指定職俸給表の適用範囲）</p> <p>第十五条 指定職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣府審議官、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、<u>デジタル審議官</u>、総務審議官、外務審議官、財務官、<u>文部科学審議官</u>、厚生労働審議官、医務技</p>	<p>（指定職俸給表の適用範囲）</p> <p>第十五条 指定職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣府審議官、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、総務審議官、外務審議官、財務官、<u>文部科学審議官</u>、厚生労働審議官、<u>医務技監</u>、農林水産審議</p>

監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監  
、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子  
力規制庁長官

四〇九 (略)

官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官  
、地球環境審議官及び原子力規制庁長官

四〇九 (略)

○ 人事院規則九一六（俸給の調整額） 新旧対照表（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表第一 適用区分表（第一条関係）			別表第一 適用区分表（第一条関係）		
勤務箇所	職	員	勤務箇所	職	員
一 人事院、内閣官房（内閣サイバーセキュリティイセン	サイバーセキュリティの確保、情報システムの整備若しくは管理又はこ	れらと併せて行われらと併せて行われ	一 人事院、内閣官房（内閣サイバーセキュリティイセン	サイバーセキュリティの確保、情報システムの整備若しくは管理又はこ	れらと併せて行われらと併せて行われ
タを除く。）、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、	改善及び効率化に関する業務に直接		公正取引委員会、警察庁、	改善及び効率化に関する業務に直接	
		調整数			調整数

金融庁、デジタル庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省及び	金融庁、デジタル庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省及び	従事することを本務とする職員（人事院の定める者に限る。）
--	--	------------------------------

金融庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省及び原子力規制委	金融庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省及び原子力規制委	従事することを本務とする職員（人事院の定める者に限る。）
--	--	------------------------------

(略)	原子力規制委 員会
(略)	
(略)	

(略)	員会
(略)	
(略)	

○ 人事院規則九―七（俸給等の支給） 新旧対照表（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第五条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の俸給は、日割計算により支給する。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 <u>令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、又は当該派遣後職務に復帰した場合</u></p> <p>十二（略）</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、派遣法第二条第一項の規定に</p>	<p>第五条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の俸給は、日割計算により支給する。</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 <u>平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、又は当該派遣後職務に復帰した場合</u></p> <p>十二（略）</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、派遣法第二条第一項の規定に</p>

---

より派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業をし、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、又は停職にされている職員が、俸給の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の俸給をその際支給する。

---

より派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業をし、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣され、平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、又は停職にされている職員が、俸給の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の俸給をその際支給する。

---

---

第七条 職員が、月の一日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかつた場合（給与法第二十三条第一項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣法第三条に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法第四十条の九若しくは第八十九条の九、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条

---

第七条 職員が、月の一日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかつた場合（給与法第二十三条第一項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣法第三条に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法第四十条の九若しくは第八十九条の九、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条

---

、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法  
 第十条若しくは令和七年国際博覧会特措法第三  
 十一条の規定（以下この条において「特定規定  
 」という。）により給与法第二十三条第一項及  
 び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなさ  
 れる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若し  
 くは特定規定に規定する通勤による負傷若しく  
 は疾病により承認を得て勤務しなかつた場合を  
 除く。）は、俸給の特別調整額、本府省業務調  
 整手当及び専門スタッフ職調整手当は支給する  
 ことができない。

別表（第一条の四関係）

職員の属する組織の区分	支給定日
-------------	------

、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法  
 第十条若しくは平成三十七年国際博覧会特措法  
 第三十一条の規定（以下この条において「特定  
 規定」という。）により給与法第二十三条第一  
 項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみ  
 なされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病  
 若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若  
 しくは疾病により承認を得て勤務しなかつた場  
 合を除く。）は、俸給の特別調整額、本府省業  
 務調整手当及び専門スタッフ職調整手当は支給  
 することができない。

別表（第一条の四関係）

職員の属する組織の区分	支給定日
-------------	------

(略)	(略)	デジタル庁	消費者庁	(略)	内閣（内閣府及びデジタル庁を除く。）	(略)
(略)						十六日

(略)	(略)		消費者庁	(略)	内閣（内閣府を除く。）	(略)
(略)						十六日

○ 人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）

新旧対照表（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第八 休職期間等換算表（第四十四条関係） （略）</p> <p>備考</p> <p>次の各号に掲げる職員に関するこの表の適用については、当該各号に定める当該職員の業務を公務とみなす。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 <u>令和七年国際博覧会特措法</u>第25条第1項の規定により派遣された職員</p> <p><u>令和七年国際博覧会特措法</u>第31条に</p>	<p>別表第八 休職期間等換算表（第四十四条関係） （略）</p> <p>備考</p> <p>次の各号に掲げる職員に関するこの表の適用については、当該各号に定める当該職員の業務を公務とみなす。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 <u>平成三十七年国際博覧会特措法</u>第25条第1項の規定により派遣された職員</p> <p><u>平成三十七年国際博覧会特措法</u>第</p>

規定する博覧会協会における特定業務	3 1 条に規定する博覧会協会における 特定業務
-------------------	-----------------------------



当該職のつか  
さどる職務の  
全部若しくは  
一部を助ける  
職に就いてい  
る職員で構成  
される組織

十三  
～  
四十三

(略)

十二  
～  
四十二

(略)

○ 人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）

新旧対照表（第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（期末手当の支給を受ける職員）</p> <p>第一条 給与法第十九条の四第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>一〇十三 （略）</p> <p>十四 無給令和七年国際博覧会特措法派遣職員</p> <p>（令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一</p>	<p>（期末手当の支給を受ける職員）</p> <p>第一条 給与法第十九条の四第一項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>一〇十三 （略）</p> <p>十四 無給平成三十七年国際博覧会特措法派遣職員（平成三十七年国際博覧会特措法第二十</p>

項の規定により派遣されている職員（以下「令和七年国際博覧会特措法派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

（特定管理職員としない職員）

第四条の二 給与法第十九条の四第二項の規則で定める職員は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち給与法第二十三条第一項に該当する職員以外の職員、派遣職員、法科大学院派遣法第十一条派遣職員、福島復興再生特措法派遣職員、令和三年オリンピック・パラリンピックス特措法派遣職員及び令和七年国際博覧会特措法派遣職員（第四条の四第一項において「派遣

五条第一項の規定により派遣されている職員（以下「平成三十七年国際博覧会特措法派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

（特定管理職員としない職員）

第四条の二 給与法第十九条の四第二項の規則で定める職員は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち給与法第二十三条第一項に該当する職員以外の職員、派遣職員、法科大学院派遣法第十一条派遣職員、福島復興再生特措法派遣職員、令和三年オリンピック・パラリンピックス特措法派遣職員及び平成三十七年国際博覧会特措法派遣職員（第四条の四第一項において「

等職員」という。)を除く。)以外の職員とする。

一〇三 (略)

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第七条 給与法第十九条の七第一項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(給与法第十九条の七第五項において準用する給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

一〇七 (略)

八 令和七年国際博覧会特措法派遣職員

派遣等職員」という。)を除く。)以外の職員とする。

一〇三 (略)

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第七条 給与法第十九条の七第一項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(給与法第十九条の七第五項において準用する給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

一〇七 (略)

八 平成三十七年国際博覧会特措法派遣職員

(勤勉手当に係る勤務期間)

第十一条 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 八 (略)

九 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福

(勤勉手当に係る勤務期間)

第十一条 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 八 (略)

九 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福

---

島復興再生特別措置法第四十八条の九若しくは第八十九条の九、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条、平成三十二年ラグビーワールドカップ特措法第十条、令和七年国際博覧会特措法第三十一条若しくは判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第十条の規定（以下この号において「特定規定」という。）により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかつた期間から勤務時間法第六条第一項

---

島復興再生特別措置法第四十八条の九若しくは第八十九条の九、令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条、平成三十二年ラグビーワールドカップ特措法第十条、平成三十七年国際博覧会特措法第三十一条若しくは判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第十条の規定（以下この号において「特定規定」という。）により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかつた期間から勤務時間法第六条第

---

に規定する週休日、勤務時間法第十三条の二  
第一項の規定により割り振られた勤務時間の  
全部について同項に規定する超勤代休時間を  
指定された日並びに給与法第十五条に規定す  
る祝日法による休日等及び年末年始の休日等  
（次号において「週休日等」という。）を除  
いた日が三十日を超える場合には、その勤務  
しなかつた全期間。ただし、人事院の定める  
期間を除く。

十ノ十三（略）

一項に規定する週休日、勤務時間法第十三条  
の二第一項の規定により割り振られた勤務時  
間の全部について同項に規定する超勤代休時  
間を指定された日並びに給与法第十五条に規  
定する祝日法による休日等及び年末年始の休  
日等（次号において「週休日等」という。）  
を除いた日が三十日を超える場合には、その  
勤務しなかつた全期間。ただし、人事院の定  
める期間を除く。

十ノ十三（略）

○ 人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）

新旧対照表（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（国の行政機関の内部部局）</p> <p>第二条 給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に掲げる組織とする。</p> <p>一 十三 （略）</p> <p>十四 デジタル庁に置かれる職</p> <p>十五 三十 （略）</p> <p>三十一 農林水産省の内部部局</p> <p>三十二 四十五 （略）</p>	<p>（国の行政機関の内部部局）</p> <p>第二条 給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に掲げる組織とする。</p> <p>一 十三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十四 二十九 （略）</p> <p>三十 農林水産省の内部部局及び本省に置かれる職</p> <p>三十一 四十四 （略）</p>

○ 人事院規則一一―四（職員の身分保障） 新旧対照表（第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（休職の場合）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法第七十九条各号又は前項各号のいずれかに該当して休職にされた職員がその休職の事由の消滅又はその休職の期間の満了により復職したときにおいて定員に欠員がない場合には、これを休職にすることができ。法第百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する許可（以</p>	<p>（休職の場合）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法第七十九条各号又は前項各号のいずれかに該当して休職にされた職員がその休職の事由の消滅又はその休職の期間の満了により復職したときにおいて定員に欠員がない場合には、これを休職にすることができ。法第百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する許可（以</p>

---

下「専従許可」という。)を受けた職員(以下「専従休職者」という。)が復職したとき又は派遣法第二条第一項の規定により派遣された職員、育児休業法第三条第一項の規定により育児休業をした職員、官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣された職員、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をした職員、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四十八条の三第七項若しくは第八十九条の三第七項に規定する派遣職員、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をした職員、令和三

---

下「専従許可」という。)を受けた職員(以下「専従休職者」という。)が復職したとき又は派遣法第二条第一項の規定により派遣された職員、育児休業法第三条第一項の規定により育児休業をした職員、官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣された職員、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をした職員、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四十八条の三第七項若しくは第八十九条の三第七項に規定する派遣職員、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をした職員、令和三

---

年オリンピック・パラリンピック特措法第十七  
条第七項に規定する派遣職員若しくは令和七年  
国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する  
派遣職員が職務に復帰したときにおいて定員に  
欠員がない場合についても、同様とする。

(幹部職員の降任に関する特例)

第七条の二 (略)

2～4 (略)

5 法第七十八条の二第三号の人事院規則で定め  
るその他の場合は、同号及び前二項中「他の官  
職」を「現官職と同じ職制上の段階に属する官  
職(当該幹部職員が在職している府省等(会計  
検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、各府

年オリンピック・パラリンピック特措法第十七  
条第七項に規定する派遣職員若しくは平成三十  
七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定  
する派遣職員が職務に復帰したときにおいて定  
員に欠員がない場合についても、同様とする。

(幹部職員の降任に関する特例)

第七条の二 (略)

2～4 (略)

5 法第七十八条の二第三号の人事院規則で定め  
るその他の場合は、同号及び前二項中「他の官  
職」を「現官職と同じ職制上の段階に属する官  
職(当該幹部職員が在職している府省等(会計  
検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局及び各

省及びデジタル庁並びに宮内庁及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項に規定する各機関並びに各行政執行法人をいう。以下同じ。）又は常勤の職員として在職していた府省等に置かれる官職に限る。」と読み替えてこれらの規定を適用した場合に、第三項に規定する要件に該当し、又は前項に規定する要件に該当しないことにより、転任させるべき適当な官職がないと認められる場合とする。

6  
（略）

府省並びに宮内庁及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項に規定する各機関並びに各行政執行法人をいう。以下同じ。）又は常勤の職員として在職していた府省等に置かれる官職に限る。」と読み替えてこれらの規定を適用した場合に、第三項に規定する要件に該当し、又は前項に規定する要件に該当しないことにより、転任させるべき適当な官職がないと認められる場合とする。

6  
（略）



○ 人事院規則一四―二一（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等） 新旧  
 対照表（第十八条関係）

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">（報告等）</p> <p>第二条 職員（非常勤職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。以下同じ。）が株式会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第三条第二項に規定する特例有限会社の発行済株式の四分の一を超える株式を有する場合</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">（報告等）</p> <p>第二条 職員（非常勤職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。以下同じ。）が株式会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第三条第二項に規定する特例有限会社の発行済株式の四分の一を超える株式を有する場合</p>

（傍線部分は改正部分）

で、当該株式会社又は当該特例有限会社（以下「会社」という。）が当該職員の在職する国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府、デジタル庁、各省並びに宮内庁及び各外局をいう。）又は行政執行法人（以下「在職機関」という。）と密接な関係にあるとき（以下「株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある場合」という。）は、当該職員は、株式所有状況報告書により、所轄庁の長又は行政執行法の人の長（以下「所轄庁の長等」という。）を経由して、人事院に報告しなければならない。

2  
4  
(略)

で、当該株式会社又は当該特例有限会社（以下「会社」という。）が当該職員の在職する国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府、各省並びに宮内庁及び各外局をいう。）又は行政執行法人（以下「在職機関」という。）と密接な関係にあるとき（以下「株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある場合」という。）は、当該職員は、株式所有状況報告書により、所轄庁の長又は行政執行法人の長（以下「所轄庁の長等」という。）を経由して、人事院に報告しなければならない。

2  
4  
(略)

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第二（第五条関係）</p> <p>一 内閣府（内閣官房、内閣法制局その他の法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（第六号に掲げる機関を除く。）を含み、次号から第五号までに掲げる機関を除く。）</p> <p>二～五 （略）</p> <p>六 デジタル庁</p> <p>七～十四 （略）</p> <p>十五 農林水産省（次号及び第十七号に掲げる機関を除く。）</p>	<p>別表第二（第五条関係）</p> <p>一 内閣府（内閣官房、内閣法制局その他の法律の規定に基づき内閣に置かれる機関を含み、次号から第五号までに掲げる機関を除く。）</p> <p>二～五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>六～十三 （略）</p> <p>十四 農林水産省（次号及び第十六号に掲げる機関を除く。）</p>

十六～十九 (略)

二十 国土交通省 (次号及び第二十二号に掲げる機関を除く。)

二十一～二十六 (略)

十五～十八 (略)

十九 国土交通省 (次号及び第二十一号に掲げる機関を除く。)

二十～二十五 (略)

○ 人事院規則二二—〇（国と民間企業との間の人事交流） 新旧対照表（第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 所管関係 国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府、<u>デジタル庁</u>及び各省並びに宮内庁及び各外局をいう。以下同じ。）若しくは当該国の機関に置かれる部局等又は行政執行法人であつて民間企業に対する官民人事交流法第五条第一項第一号に規定する処分等</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 所管関係 国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府及び各省並びに宮内庁及び各外局をいう。以下同じ。）若しくは当該国の機関に置かれる部局等又は行政執行法人であつて民間企業に対する官民人事交流法第五条第一項第一号に規定する処分等（以下単に「</p>

---

(以下単に「処分等」という。)で裁量の余地が少ない処分等又は軽微な処分等として人事院の定めるもの以外の処分等(第十二条及び第二十七条第二項において「特定処分等」という。)に関する事務を所掌するものと当該民間企業との関係をいう。

二 本省庁 国の機関に置かれる部局等のうち、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第三十七条、第三十九条、第四十条、第四十三条及び第五十四条から第五十七条まで(宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十条第一項において準用する場合を含む。)

並びに宮内庁法第十六条及び第十七条第一項

処分等」という。)で裁量の余地が少ない処分等又は軽微な処分等として人事院の定めるもの以外の処分等(第十二条及び第二十七条第二項において「特定処分等」という。)に関する事務を所掌するものと当該民間企業との関係をいう。

二 本省庁 国の機関に置かれる部局等のうち、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第三十七条、第三十九条、第四十条、第四十三条及び第五十四条から第五十七条まで(宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十条第一項において準用する場合を含む。)

並びに宮内庁法第十六条及び第十七条第一項

、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十四条第一項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条から第九条までに規定する部局等（国際平和協力本部、日本学術会議、警察庁、証券取引等監視委員会、最高検察庁、国税不服審判所、農林水産技術会議、国土地理院及び海難審判所を除く。）並びに人事院事務総局、公正取引委員会事務総局、警察庁、国税不服審判所、中央労働委員会事務局、国土地理院及び海難審判所に置かれるこれらに類する部局等以外のものをいう。

三〇五（略）

並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条から第九条までに規定する部局等（国際平和協力本部、日本学術会議、警察庁、証券取引等監視委員会、最高検察庁、国税不服審判所、農林水産技術会議、国土地理院及び海難審判所を除く。）並びに人事院事務総局、公正取引委員会事務局、警察庁、国税不服審判所、中央労働委員会事務局、国土地理院及び海難審判所に置かれるこれらに類する部局等以外のものをいう。

三〇五（略）

(交流派遣の対象から除外する職員)

第五条 官民人事交流法第二条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一〇十 (略)

十一 令和七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員

十二 (略)

(交流派遣の対象から除外する職員)

第五条 官民人事交流法第二条第三項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一〇十 (略)

十一 平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員

十二 (略)